

東近江市人事行政の運営等の状況の公表について

東近江市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年東近江市条例第240号）第6条及び第7条の規定に基づき、下記のとおり公表します。  
なお公表する内容については、総務省指定の給与実態調査、定員管理調査、勤務条件等に関する調査、地方公務員等制度実態調査等に基づいたものです。

平成28年 1月29日

東近江市長 小 椋 正 清

1 採用、退職及び職員数の状況（条例第3条第1号関係）

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

部門名	職員数(人)		対前年増減数	主な増減理由
	平成26年	平成27年		
一般行政部門	605	629	24	
議会	6	6	0	
総務	159	165	6	総合政策課・森と水政策課を新設、総務課に債権管理室を設置
税務	53	53	0	
民生	199	209	10	児童福祉機能強化
衛生	64	69	5	地域医療政策、地域包括支援センターの充実
労働	2	2	0	
農林水産	47	47	0	
商工	9	11	2	道の駅「奥永源寺溪流の里」開設
土木	66	67	1	
教育部門 (教育長含む)	227	220	7	事務の統廃合縮小
公営企業等会計	214	152	62	
病院	131	66	65	能登川病院に指定管理者制度導入
水道	18	19	1	
下水道	21	22	1	
その他	44	45	1	
合計	1,046	1,001	45	

注) 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除く。

(2) 職員の採用状況

(単位:人)

	一般行政職	教諭保育士	保健師	看護師	県等派遣職員	技能労務職	医師	企業職	計
H26.4.2 ~ H27.3.31	-	-	-	-	-	-	-	4	4
H27.4.1	39	14	2	-	8	-	1	1	65
合計	39	14	2	-	8	-	1	5	69

(3) 職員の退職状況

(単位:人)

	一般行政職	教諭保育士	保健師	看護師	県等派遣職員	技能労務職	医師	企業職	計
H26.4.1 ~ H27.3.30	4	-	-	-	-	-	1	2	7
H27.3.31	34	10	-	1	7	4	2	47	105
合計	38	10	-	1	7	4	3	49	112

2 給与及び休暇に関する状況（条例第3条第2号及び第3号関係）

(1) 人件費の概要（平成26年度普通会計決算）

区分	歳出額	人件費	人件費率
	A	B	B/A
26年度	千円 48,297,175	千円 7,165,664	% 14.8

注) 人件費には、市長・副市長に支給される給料、市議会議員等に支給される報酬などを含んでいます。

(2) 職員給与費(平成27年度普通会計予算)

職員数 A	給 与 費				一人当たり 給 与 費 B/A
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
人	千円	千円	千円	千円	千円
843	3,339,804	609,549	1,287,666	5,237,019	6,212

注1) 職員手当の額は、退職手当を除いています。

注2) 給与費は、当初予算に計上された額です。

(3) 特別職の給料など(平成28年1月1日現在)

	給料・報酬	期末手当(平成27年度支給割合)	
市長	900,000 円	6月期 1.475 月分 12月期 1.625 月分 計 3.100 月分	
副市長	750,000 円		
議長	460,000 円		
副議長	390,000 円		
議員	370,000 円		

(4) 一般職の給料など

平均給料及び平均年齢(平成27年4月1日現在)

区 分	一般行政職員		技能労務職員	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
東近江市	333,600 円	43.3歳	295,700 円	51.9歳
国	334,283 円	43.5歳	289,141 円	50.2歳

初任給及び採用2年後の給料(平成27年4月1日現在)

区 分	東近江市		国	
	決定 初任給	採用2年経過 日の給料額	決定 初任給	採用2年経過日 の給料額
一般行政 職員	大学卒	180,800 円 192,200 円	187,700 円 174,200 円	200,100 円 186,100 円
	高校卒	146,500 円 156,400 円	142,100 円	150,500 円

注) 大学卒の種、種は、国家公務員採用試験の区分です。

経験年数別・学歴別平均給料月額(平成27年4月1日現在)

区 分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政 職員	大学卒	262,000 円	319,600 円	356,500 円
	高校卒		271,100 円	309,900 円

( 5 ) 一般行政職員の級別人員 ( 平成27年4月1日現在 )

区 分	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	計
標準的な職務内容	部 長	次 長 課 長	課長補佐 主 幹	係 長 副主幹	主 査 主 任	主 事 技 師	主 事 技 師	
職員数	18 人	110 人	85 人	132 人	107 人	50 人	65 人	567 人
構成比	3.2 %	19.4 %	14.9 %	23.3 %	18.9 %	8.8 %	11.5 %	100.0 %

注1) 給与条例に基づく行政職給料表の級区分による職員数です。

注2) 標準的な職務内容は、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

( 6 ) 職員手当の種類とその内容 ( 特に指定するものを除き平成28年1月1日現在 )

手 当 名	支 給 内 容		
地域手当	支給対象地域	市内全域	
	支給率	1%	
	支給対象職員	全職員	
扶養手当	配偶者	13,000 円	
	子等の扶養親族	6,500 円	
	配偶者のない職員の扶養親族 1 人目	11,000 円	
	16歳となる年度初めから22歳の年度末までの子の加算 ( 1 人あたり )	5,000 円加算	
住居手当	[ 借家・借間 ] 月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 最高 27,000 円		
通勤手当	[ 交通機関等利用者 ] 1ヶ月の運賃等相当額を支給 ( 6ヶ月の定期券額による ) 最高 55,000 円		
	[ 交通用具使用者 ] 自動車・自転車等の別、通勤距離に応じて支給		
	区 分	自動車等	自転車
	2 km以上 5 km未満	4,100 円	2,300 円
	5 km以上 10km未満	6,000 円	4,400 円
	10km以上 15km未満	7,900 円	6,600 円
	15km以上 20km未満	10,100 円	8,900 円
	20km以上 25km未満	12,900 円	
	25km以上 30km未満	15,800 円	
	30km以上 35km未満	18,700 円	
	35km以上 40km未満	21,600 円	
	40km以上 45km未満	24,400 円	
	45km以上 50km未満	26,200 円	
	50km以上 55km未満	28,000 円	
	55km以上 60km未満	29,800 円	
	60km以上	31,600 円	

手当名	支給内容			
期末・勤勉手当	支給割合			
		期末	勤勉	計
	6月期	1.225 月	0.750 月	1.975 月
	12月期	1.375 月	0.750 月	2.125 月
	計	2.600 月	1.500 月	4.100 月
職制上の段階、職務の級などによる加算措置あり				
退職手当 (平成27年4月1日現在)	支給割合			
		自己都合	早期・定年	
	勤続20年	20.445月分	25.55625 月分	
	勤続25年	29.145月分	34.5825 月分	
	勤続35年	41.325月分	49.59月分	
最高限度	49.59月分	49.59月分		
そのほかの加算措置 = 定年前早期退職特例措置				
特殊勤務手当	手当の種類 27種類			
	手当支給職員の割合 12.3%			
	支給職員1人当たり平均支給月額 33,752円			
	支給額の多い手当 医師調整手当			
	多くの職員に支給されている手当 夜間看護手当			
時間外勤務手当	26年度支給総額 255,541 千円			
	支給職員1人当たり平均支給年額 437,570 円			
管理職手当 (平成27年4月1日現在)	職 名		支給額	
	部長		84,200 円	
	理事		79,700 円	
	次長		70,600 円	
	課長		62,300 円	
	参事		58,100 円	
	課長補佐		55,000 円	
	主幹		51,000 円	
	園長		31,400 円 ~ 47,100 円	

(7) 年次有休休暇の使用状況(平成26年4月1日~平成27年3月31日)

(a) 総付与日数	(b) 総取得日数	(c) 対象職員数	(b)/(c) 平均取得日数	(b)/(a) 取得率
日	日	人	日	%
22,900	5,314.3	597	8.9	23.2

注)「対象職員」とは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの全期間を在職した職員に限り、当該期間の中途に採用された者及び退職した者並びに当該期間中に育児休業、休職の事由がある職員並びに派遣職員を除く。

## ( 8 ) 育児休業及び部分休業の取得状況 (平成26年度)

(単位:人)

区 分	平成26年度中の育児休業取得状況 (全職員)		平成26年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員の育児休業取得状況		
	育児休業取得者数	部分休業取得者数	育児休業対象者数	育児休業	部分休業
男 性	1	0	13	1	0
女 性	47	18	16	16	0
計	48	18	29	17	0

## 3 分限及び懲戒処分の状況 (条例第3条第4号関係)

## ( 1 ) 分限処分の状況 (平成26年度)

職員の意に反する降任・免職の状況

(単位:人)

処分事由	処分の種類					合計
	降 任	免 職	休 職	降 給		
勤務実績がよくない場合	-	-	-	-	-	-
心身の故障の場合	-	-	6	-	-	6
職に必要な適格性を欠く場合	-	-	-	-	-	-
廃職または過員を生じた場合	-	-	-	-	-	-
刑事事件に関し起訴された場合	-	-	-	-	-	-
条例で定める事由による場合	-	-	-	-	-	-
合 計	-	-	6	-	-	6

## ( 2 ) 懲戒処分の状況 (平成26年度)

(単位:人)

処分事由	処分の種類					合計
	戒 告	減 給	停 職	免 職		
給与・任用に関する不正	-	-	-	-	-	-
一般服務違反関係	-	-	-	-	-	-
一般非行行為	-	-	-	-	-	-
収賄等関係	-	-	-	-	-	-
道路交通法違反	-	-	-	-	-	-
監督責任	-	-	-	-	-	-
合 計	-	-	-	-	-	-

4 人材育成に関する状況（条例第3条第6号関係）（平成26年度）

名 称	目的及び概要	参加者数 (延べ人数)
一般（階層別）研修	新任職員（採用前、前期、フォローアップ、後期）、2年目職員研修	217 人
一般（特別）研修	人事考課者研修、職場内グループ推進員研修、先進地等視察研修、インターンシップ、健康管理（メンタル）、ひろば編集委員研修、業務改善運動、初任行政研修、リーダー養成プログラム、	757 人
人権研修	グループ研修	4,577 人
派遣研修（一般研修）	滋賀県市町村職員研修センター	334 人
派遣研修（特別研修）	滋賀県市町村職員研修センター、学び直し塾、都市幹部職員研修、人事管理研修、企業内人権（2年目）、企業内人権（担当者）、人が集まるチラシづくり講座	120 人
派遣研修（専門研修）	滋賀県市町村職員研修センター、滋賀県建設技術センター、国際文化アカデミー、市町村アカデミー、その他	55 人
派遣研修 (指導者養成研修)	滋賀県市町村職員研修センター	37 人

5 福利厚生に関する状況（条例第3条第7号関係）

(1) 職員の健康管理に関する主要事業の実施状況（平成26年度）

名 称	対 象 者	受診者数 受講者数
定期・成人健診	全職員	978 人
胃検診	35歳以上職員	468 人
子宮頸がん検診	20歳以上奇数年齢の女性職員	144 人
乳がん検診	20歳以上偶数年齢の女性職員	191 人
大腸検診	35歳以上職員	487 人
便検査	水道事業所職員、学校給食・保育所・病院調理員	53 人
電離放射線従事者	病院放射線業務従事者	23 人
夜間勤務者健康診査	夜間勤務者	35 人

(2) 公務災害及び通勤災害の認定件数 (平成26年度)

通勤災害	公務災害	計
0	4	4

(3) 福利厚生事業 (平成26年度)

地方公務員法第42条に基づく福利厚生計画の実施団体として、東近江市職員互助会を組織し、条例に基づき職員の相互救済及び福祉の増進を図っています。

・主な歳入

会費	16,371 千円	1,051名 給料額の4/1000
手数料	7,664 千円	生命保険料等の取扱手数料
負担金	4,728 千円	市負担金

・主な歳出

体育費	1,619 千円	クラブ補助等
文化教養費	666 千円	観劇、文化クラブ助成
厚生費	10,640 千円	福利厚生事業
給付金	12,785 千円	

・給付金の種類

結婚給付金	2万円
退職給付金	3千円×勤続年数
人間ドック給付金	経費の2分の1(3万円限度)
永年勤続祝金	勤続20年(3万円)及び30年(8万円)分の旅行券、又は三方よし商品券
介護休暇給付金	介護休暇、休暇取得期間中の給与が共済組合掛金額に満たないとき、その不足する額
傷病給付金	2週間以上の入院療養1万円、引続き2ヶ月以上の入院療養1万円(再度)
出産給付金	1子につき1万円
葬祭料及び弔慰金	会員の死亡 葬祭料20万円 弔慰金30万円 供花又は盛籠1万円 以内
親族弔慰金	配偶者 5万円、 実父母・養父母 2万円 実子、養子 2万円、 兄弟姉妹(同居)1万円 配偶者の父母(同居)1万円
災害給付金	水震火災により住居又は家財に被害を受けたとき その都度

公平委員会の業務の状況にかかる報告について

1 勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する不服申立ての状況

( 条例第 5 条第 1 号及び第 2 号関係 )

( 1 ) 措置の要求の状況

なし

( 2 ) 不服申し立ての状況

なし